

令和 2 年度放射線対策の取組状況

1 放射線対策の経緯

(1) 空間放射線量の測定及び除染対策

公共施設において、定期的に空間放射線量の測定を継続している。

平成 28 年度は、福島第一原子力発電所の事故から 5 年が経過し、測定値が低下し、安定してきていることから、測定回数等の見直しを行った。（現在、公共施設 {37 施設} 及び汚染土壌埋没場所 {27 施設 31 地点} を 6 か月ごとに測定）

令和 2 年度においても、測定値に異常は見受けられず安定している。

(2) 放射性物質検査

令和 2 年度までは、市立小・中学校及び保育園の給食食材及び提供給食、水道水、井戸水等の放射性物質の検査を継続している。

平成 28 年度は、福島第一原子力発電所の事故から 5 年が経過し、測定値が低下し、安定してきていることから、測定回数等の見直しを行った（現在、保育園については各園 3 か月ごとに、小中学校については、概ね 3 か月ごとに測定）。さらに、令和 2 年度には、令和元年度までの間でいずれの検査においても基準値を下回る結果となっていることのほか、近年は市民等からの問い合わせや要望がほとんどない状況であることから、見直しを行い、令和 2 年度をもって市立小・中学校及び保育園の給食食材及び提供給食の放射性物質の検査を廃止とした。

令和 2 年度においても、測定値に異常は見受けられず安定している。

2 各放射線対策の取組

(1) 放射線測定機器の貸出し【環境課】

貸出件数は 6 件であった。

※ 平成 23 年 12 月 2 日から貸出し（1 日間。休日を除く。）を開始

※ 平成 24 年 3 月 10 日から休日の貸出し（年末年始を除く。）を開始

※ 平成 24 年 5 月 1 日から貸出期間を 2 日間に延長

※ 平成 26 年 6 月 4 日から貸出期間を 5 日間に延長

(2) 放射性物質の検査について

ア 保育園給食検査【保育課】

1 週間分検査

検査回数	検体数(食)
24	24 (144)

保育園給食で実際に提供した給食（牛乳を含む。）の 1 週間（原則 6 食分）を 1 検体とし、外部検査機関による検査を平成 24 年 5 月から継続して実施して来たが、令

和 2 年度をもって廃止とした。

検査結果は、全ての検体について不検出であった。

イ 学校給食検査【学務課】

1 週間分検査

検査回数	検体数(食)
19	79(394)

学校給食で実際に提供した給食(牛乳を含む。)の1週間(原則5食分)を1検体とし、外部検査機関による検査を平成24年3月から継続して実施して来たが(検査頻度の変更はなし※。)、令和2年度をもって廃止とした。

検査結果は、全ての検体について不検出であった。

※ 令和2年度については、令和2年4月から5月まで埼玉県で緊急事態宣言が発出されたことに伴い、学校が休校となったことから、4・5月は検査が休止となった。

ウ 市内事業所が製造する食品の検査【保育課】

検査回数	検体数
12	12

市内において、食品の製造及び加工を行う事業者及び小学校就学前の園児に給食を提供する事業者を対象として市保有機器の貸出しを平成24年1月から継続して実施して来たが、令和2年度をもって廃止とした。

エ 水道水の検査【水道施設課】

浄水場及び給水場4か所(西堀浄水場・野火止浄水場・片山浄水場・新座団地給水場)の蛇口から出る水道水について、厚生労働省の指針に基づき、外部検査機関による検査を平成23年9月から継続して行っており、現在は3か月に1回実施している(平成27年3月までは月1回)。

検査結果は、全ての検体について不検出であった。

オ 脱水汚泥の検査【水道施設課】

西堀浄水場における浄水処理に伴って発生する汚泥(特定産業廃棄物)について、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、外部検査機関による検査を平成23年10月から継続して年2回実施しており、8月及び2月に検査を実施した。

検査結果は、全ての検体について不検出であった。

※ 「新座の元気森透水」製造のための西堀4号井戸の井戸水検査(平成30年度まで水道業務課で実施)について、商品の製造休止に伴い検査も休止している。

3 放射線対策に係る費用

		金額	備考
放射性物質検査委託料	給食	841,060 円	小・中学校 23 校、保育園 6 園
	水道水・発生汚泥	297,000 円	西堀浄水場、野火止浄水場、片山浄水場、新座団地給水場
給食食材費等		99,060 円	給食食材、給食費負担金
合計		1,237,120 円	

【参考】

(1) 市が管理する施設の対策基準値の考え方について

埼玉県において自然界（宇宙及び大地）から受ける放射線量は、福島第一原子力発電所の事故前（平成 21 年 4 月から平成 22 年 3 月まで）は、年間 0.295 ミリシーベルトとされている（埼玉県ホームページ）。

これに、国際放射線防護委員会（ICRP）が放射線管理の基準としている一般人が平常時に浴びる放射線年間 1 ミリシーベルト（自然放射線及び医療放射線を除く。）を加えた年間 1.295 ミリシーベルトを基に、この値を時間あたりに換算した毎時 0.246 マイクロシーベルトを、市が管理する施設の対策基準値とした。

【算出根拠】

1 日の生活を、屋外で 8 時間、屋内で 16 時間過ごすものとし、屋内の放射線量は、屋外の数値に 0.4 を乗じた値とする。

$$0.246 \times 8 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} + 0.246 \times 0.4 \times 16 \text{ 時間} \times 365 \text{ 日} \\ = 1,292.976 \text{ マイクロシーベルト} = \text{およそ } 1.29 \text{ ミリシーベルト}$$

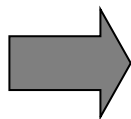
国が除染の目安としている値は、周辺と比べ毎時 1 マイクロシーベルト以上高い値（地表から 100 センチメートル）であり、本市の施設の対策基準値である毎時 0.246 マイクロシーベルト（地表から 5 センチメートル）は、より厳しい基準となっている。

(2) 食品中に含まれる放射性物質の基準値について

放射性セシウムの暫定規制値※1
(平成 24 年 3 月 31 日まで)

(単位：ベクレル/kg)

食品群	暫定規制値 (放射性セシウム)
飲料水	200
牛乳・乳製品	
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	



放射性セシウムの基準値※2
(平成 24 年 4 月 1 日から)

(単位：ベクレル/kg)

食品群	基準値 (放射性セシウム)
飲料水	10
牛乳	50
乳児用食品	
一般食品	100

※1 放射性ストロンチウムを含めて規制値を設定

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

(3) 土壌に含まれる放射性物質について

現在のところ、一般の土壌に含まれる放射性物質に関する基準値は示されていないが、平成 23 年 4 月 8 日に原子力災害対策本部において、稲の作付制限の上限値として土壌中放射性セシウム濃度 5,000 ベクレル/kg という値が示されていた。これは、水田の土壌から玄米への放射性セシウムの移行の指標である 0.1 を前提として、玄米中の放射性セシウム濃度が食品衛生法上の暫定規制値 (500 ベクレル/kg) 以下となる値である。

しかし、この上限値をもって土壌中の放射性物質が 5,000 ベクレル/kg を超えた場合、健康被害が出るという値ではない。

(4) 東京電力ホールディングス株式会社に対する損害賠償請求状況について

本市においては、放射線対策に係る費用の損害賠償請求について、東京電力ホールディングス株式会社 (以下「東京電力」という。) が示す基準に基づき行っており、順次、東京電力が賠償すべき損害と認めた費用について賠償請求を行い、賠償金の支払を受けている。

今後についても、東京電力が示す基準に基づき、放射線対策に係る費用について損害賠償請求を行っていく。なお、令和元年度分以降の井戸水の検査については、森透水の販売を取りやめたことから中止となっている。

【東京電力に対して損害賠償請求を行った費用一覧】

請求年月	請求項目	金額	内訳
令和 2 年 7 月 (同年 8 月に支払済み)	放射性物質検査 業務委託料	294,300 円	【平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月分】 水道水 261,600 円 発生汚泥 32,700 円
合計		294,300 円	